

横浜市市民協働推進センター運営事業委託に関する質問及び回答

No.	関連頁	項目	質問内容	回答
1	7	1 事業内容 (4)その他必要な事業	「イ 市庁舎低層部会議」はどのようなもの でしょうか。 構成・頻度・内容などを教えてください。	低層部に関わる連絡会議で、イベントや保守管理の日程等、低層部に関わる情報共有を行う会議の場です。横浜市の市庁舎管理部門やビル管理会社、商業施設の運営事業者など低層部に関わる方々で構成されております。2022年現在は、月に1回の頻度で開催しております。
2	8	4 事業体制・服務規程 (1)事業執行体制	ア.職員体制について、配置基準はありますか。(常時何人以上の配置など)	執務スペースには、個人情報等を保管している書庫などがあることから、防犯上の観点からも常時配置する人数は、2名以上でお願いしております。 なお、1名は常勤にするなど責任をもって運営できる体制としてください。 また、相談・施設利用の対応の他に、来庁者への簡易な市庁舎案内など日々の対応があります。
3	8	4 事業体制・服務規程 (1)事業執行体制	事業体制について、「常勤職員のうち2名を選任し、それぞれ運営責任者、副責任者にする」とありますが、責任を持って運営できる体制を組めるのであれば、運営責任者を非常勤、副責任者2名を常勤とすることは可能でしょうか。	日々の運営や事業の実施に関しての責任者を選任いただくこととなりますので、募集要項に記載の通り、常勤からそれぞれ1名ずつ運営責任者、副責任者とすることとしております。そのため、運営責任者を非常勤から選任することはできません。
4	12	4 プロポーザルに関するヒアリング	ヒアリングはどのような形式となりますか。当日に追加資料など提出することは可能ですか。	ヒアリングは、評価委員会で作成した内容に沿って、提案していただきます。追加資料を使用して説明することは構いませんが、提案書の内容に沿って説明いただき、委員の方に評価いただくため、追加資料は評価の対象とはなりません。
5	45	4 提案書の内容 (1)基本的事項について(様式6)	(該当項目:設立年月日、財務状況、沿革) 共同事業体で提案する場合、共同事業体として記載すればよいか。 または、各事業者で記載すればよいか。	共同事業体と各事業者ごとの記載をお願いいたします。 なお、共同事業体としての実績がない場合は、各事業者の実績のみを記載ください。
6	45	2 業務の内容	「事業規模は、年間で概算業務価格(上限)として、50,000千円(税込)を想定しています。」とありますが、最終的に契約金額が決定するのはおおよそいつ頃を予定していますか。	事業者特定後、契約にあたる仕様を協議させていただき、その仕様に沿った見積書の内容を踏まえ、契約金額を決定していきます。
7	47	4 提案書の内容 (7)参考見積もりについて(様式自由)	概算委託費について、用途の指定はありますか? 人件費・事業費それぞれに上限はありますか?	用途の指定、人件費・事業費に上限はありません。
8	48	表:費用負担区分 1.什器備品類(受託者使用)	「(5)軽微な修繕(10万円未満)」は事業者の負担とありますが、10万円を超える修繕については、横浜市の負担という理解でいいのでしょうか?	10万円以上の修繕については、原則、市が負担する理解で結構です。ただし、例えば、運営事業者の過失で破損させてしまった物品など、協議の上、負担者を決める場合も想定されます。
9	48	表:費用負担区分 3.通信機器類	「(1)携帯電話」はどのような用途で使用しますか。(利用するのはだれか、番号の公表の範囲など)	市民協働推進センターに従事する職員の方が事業実施にあたって、必要な場合に利用していただくことを想定しております。(横浜市の職員は利用しません) 番号の公表については、運営事業者の判断にお任せします。
10	48	表:費用負担区分 3.通信機器類	「(4)(5)インターネット設備及び使用料」で、インターネット設置は、取付のための配線工事費用などが発生しますか。その場合、どの程度を予定しておけばよいか教えてください。また前事業者により敷設されたものの撤去費用などの負担はどのようになりますか。	回線・プロバイダー契約は事業者で行っていただいておりますので、それに伴った費用につきましては、事業者が負担していただいております。 ご契約される回線事業者などによって、費用は異なると思われます。 回線契約が切れることに伴って発生する撤去費用は、契約者である前事業者が負担していただきます。
11	48	表:費用負担区分 7.廃棄物処理費	「(1)受託者より排出された産業廃棄物処理費用」市指定の改修事業者と契約締結することとありますが、費用はどのように見積もればよいでしょうか。	現在の運用では、産業廃棄物処理費用は、分量に応じて廃棄物処理業者から市民協働推進センターに請求されます。 (参考:令和3年度実績:96kg)